

No. A1040		■募集ポスト名：		【特別嘱託】社会基盤部都市・地域開発グループ第二チーム		(都市開発・まちづくり)	
職務内容							
				①		②	
■契約形態：		特別嘱託		■募集分野：		都市開発・地域開発	
■業務内容：						日本国内の社会課題への対応・多文化共生	
【案件の背景】 世界の人口は2050年に97億人に達し、その68%が都市に集中すると見込まれています。都市は、人々の居住環境、インフラや基本的なサービスへのアクセス、自然災害への脆弱さ、行政及び社会ならびに経済活動への参加等、人間の安全保障に直結する人々の生存・生活・尊厳を守り、豊かな可能性を実現する上で、今後、一層大きな役割を果たすことが期待されます。多面的な都市の問題に対し、包括的に対応し、都市を持続的な発展の軌道に乗せることが、人間の安全保障、SDGsの達成に不可欠です。このような背景を踏まえ、JICAでは、まちづくりクラスター事業戦略を策定し、①グリーン、②レジリエント、③インクルーシブで、持続可能な都市・地域づくりに向けて、計画的な都市化に向けた協力を推進しています。 【業務の目的】 本業務は、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する人材を対象に、主に国内（本部）においてJICA事業に従事するポストです。専門性を活かしながら、情報収集や分析、プロジェクト形成のための事前調査、実施中のプロジェクトの支援業務に従事します。契約終了後は、主にアフリカ地域（ナイジェリア等を想定）での都市・地域開発・まちづくり（特に都市開発マスタープラン策定後の実施促進支援等）に係る技術協力プロジェクト専門家（指導科目に業務調整を含む）等として長期派遣の対象となることを想定しています。各派遣候補先に必要な知識と能力を勘案し、専門性や経験に照らして派遣の可否が最終的に判断されます。（※派遣先は、各案件の状況を踏まえて決定するため、変更の可能性があります。） 【期待される成果】 (1) 都市・地域開発・まちづくり分野の情報収集、分析により案件形成に貢献する。 (2) 都市・地域開発・まちづくり分野の事業に係る実施管理に貢献する。 (3) 都市・地域開発・まちづくり分野に係る対外的な発信に貢献する。 (4) 都市・地域開発・まちづくり・地方創生分野に係る日本の地方自治体等とのネットワークづくり、日本への環流等に貢献する。 【業務内容】 (1) 都市・地域開発・まちづくり分野の情報収集、調査・分析、戦略づくり等 (2) 都市・地域開発・まちづくり分野のプロジェクト形成、実施管理、評価等 (3) 都市・地域開発・まちづくり分野のプロジェクトの契約管理、研修員受入れ業務、等 (4) 都市・地域開発・まちづくり・地方創生分野の広報・情報発信、各種調査、イベント、国際会議等の実施支援等							
※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。							
■国内出張：		有		■海外出張：		有	
■勤務地（国内）：		国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：		本ポスト終了後、主にアフリカ地域（ナイジェリア等を想定）への海外派遣を想定（変更の可能性あり） ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。	
■最長契約期間：		期間の定めあり（2027年1月1日～2027年12月31日まで） 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）		■募集人数（人）：		1	
■配属部署名：		社会基盤部		■課名：		都市・地域開発グループ第二チーム	
■必要な語学力：							
望ましい		英語（TOEIC730点以上が望ましい）					
■必要な技術資格：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）					
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：		7-10年	
■求められる資質・能力・経験：							
【関連実務年数】 原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 ・都市・地域開発・まちづくり、インフラ実施促進等の分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、5年以上の実務経験を有すること。 派遣先ポストを想定し、以下のうち、いずれかの経験・知識があることが特に望ましい。 ・都市・地域開発・まちづくり分野において、地方自治体、まちづくり団体、コンサルタント等における実務経験（3年以上）を有すること。 ・JICA専門家/企画調査員として1年以上の派遣経験もしくは同等の海外経験を有すること。 ・海外（特に開発途上国）における都市・地域開発・まちづくり分野の業務 ※活動予定（計画）があったものの、コロナ禍等でできなかった方も歓迎。 ・プレゼンテーション能力および報告書作成、情報・事務処理能力を有すること。 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★★ 援助関連知識・経験★★ 地域関連知識・経験★ [★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問] ※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities							
■格付け：		特別嘱託3号		■月額基本給：		498,830円	
■待遇：							
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html 有期雇用者就業規則 ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html							
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：		①オンライン	
■担当者名：		阿部 将典		■E-mailアドレス：		Abe.Masanori@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）							
本ポストは近年の都市人口の増加、気候変動対策への高まり、紛争や社会の分断等、都市課題が深刻化・多様化する中で、JICAが果たすべき役割を議論しながら、日本の経験を活用しつつ、開発途上国の都市・地域開発・まちづくりに取り組むやりがいのある業務です。所属課においては都市開発に限らず、多様なバックグラウンドを持つスタッフが業務を行っています。今後、都市・地域開発・まちづくり分野で経験を深め、国際協力におけるキャリアを形成・強化していきたいと思っている方、是非ご応募お待ちしております。							

No. A1041

■募集ポスト名：

【ジュニア専門員】アフリカ部中南部アフリカ課

(仏語圏アフリカ)

職務内容

■契約形態：

ジュニア専門員

■募集分野：

援助アプローチ／戦略／手法

多岐にわたる分野

■業務内容：

【案件の背景】
中南部アフリカ諸国は、南部アフリカ開発共同体（SADC）等の地域開発機構を通じて、地域共通の開発課題の解決に向けた取り組みを続け、成長のポテンシャルと開発ニーズがある地域と言えます。2025年8月に共催者のアフリカ連合（AU）がG20メンバーとなってから初のアフリカ開発会議（TICAD9）が横浜で開催され、アフリカ各国のニーズやイニシアティブ（Agenda2063等）に沿った協力について議論がなされ、今後TICAD9の成果を事業に生かしていくことが想定されます。こうした状況を踏まえJICAは南部アフリカ諸国の開発ニーズ及び中・長期的成長ポテンシャル、並びに我が国の強みを基に、新たな協力の可能性を検討し、案件形成を進めていく必要があります。

【研修の目的】
本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主にJICA本部において実務を通じた研修機会を提供するものです（海外出張機会の可能性あり）。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています
研修終了後は、仏語圏アフリカ地域の在外拠点への派遣対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。（※派遣先は、各案件の状況を踏まえて決定するため、変更の可能性があります。）

【期待される成果】
（１）担当国および中南部アフリカ地域さらにはアフリカ地域の情報収集・分析により、協力計画の策定に貢献する。
（２）個別協力案件の形成・監理に貢献する。
（３）有償資金協力案件に関する計画、審査及び実施監理
（４）アフリカ開発会議（TICAD）プロセスに関する業務
（５）担当国に関する情報収集・分析・対外発信
（６）担当国及び事業に関するJICA内外との総合調整

※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。

■国内出張：

有

■海外出張：

有

■勤務地（国内）：

国際協力機構本部ビル
住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル
※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。

■勤務地（海外）：

本ポスト終了後、仏語圏アフリカ、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。

■最長契約期間：

期間の定めあり（2027年1月1日～2027年12月31日 まで）

1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。
（その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）

■募集人数（人）：

1

■配属部署名：

アフリカ部

■課名：

中南部アフリカ課

■必要な語学力：

望ましい
英語（英検準1級 TOEIC730点（相当・以上））
望ましい
仏語（仏検2級 DELF B1（相当・以上））

■必要な技術資格：

必須
パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）

■必要な学位：

学士以上が望ましい

■実務経験年数目安：

3～6年

■求められる資質・能力・経験：

原則、下記の全ての要件を満たす方とします。
・当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。

派遣先ポストを想定し、以下のうち、いずれかの経験・知識があることが特に望ましい。
・JICA及びアフリカでの業務経験
・企業、官公庁、大学、団体等での職務経験

また、下記の要件を満たすことが望ましいです。
・海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。

国担当としては特定の専門分野の知見のみならず、幅広い知見を活用した総合的な対応が必要であることから、総合マネジメント力を特に重視します。
業務を通じて仏語力を向上していただくことを想定しており、応募時に必ずしも高い仏語力を求めるものではありません。

【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。
分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ [★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問]

※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について

https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job¶m=six_abilities

■格付け：

ジュニア専門員

■月額基本給：

426,680円

■待遇：

1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。
扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分
※休憩時間は12：30から13：15までの45分
※時差出勤、在宅勤務制度あり
3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり
4. 時間外労働：月平均20時間程度
5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）
6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備
8. その他：見給なし。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。
・独立行政法人国際協力機構
有期雇用者就業規則
https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html
・有期雇用者手当支給細則
https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html

■健康実情票の提出：

要

■面接方式：

①オンライン

■担当省名：

高野

■E-mailアドレス：

Takano.Shintaro@jica.go.jp

■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）

実務を通じて国際協力の経験を積むことができるポストです。協力隊などの現場経験を活かしながら活躍の幅を広げたい方のご応募をお待ちしております。

No. A1042		■募集ポスト名：		【ジュニア専門員】経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム（アフリカ稲作振興）	
職務内容					
		①		②	
■契約形態：		ジュニア専門員		■募集分野：	
				農業開発／農村開発	
■業務内容：					
【案件の背景】 アフリカ地域では、人口増加と都市化の進展に伴い、食料需要が急速に高まっています。特に主食であるコメの安定供給は、食料安全保障の観点から極めて重要です。しかしながら、現地の稲作は生産性が低く、インフラや技術の不足、気候変動の影響など多くの課題を抱えています。JICAは、「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」を立ち上げ、コメの品種改良や生産、栽培技術の普及、農業機械化促進、灌漑施設の整備、流通改善などを通じて、持続可能な農業の発展と農村の生活向上に取り組んでおり、これらの課題に対応できる人材の育成が急務となっています。 【研修の目的】 本ポストでは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています 研修終了後は、アフリカ地域における稲作振興プロジェクトの専門家（指導科目に業務調整を含む）として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。（※派遣先は、各案件の状況を踏まえて決定するため、変更の可能性があります。） 【期待される成果】 （１）アフリカ稲作振興分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析により同分野協力の戦略性強化に貢献する。 （２）アフリカ稲作振興分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理、評価に貢献する。 （３）アフリカ稲作振興分野に関するネットワーク構築や人材育成に貢献する。 （４）ジュニア専門員契約終了後にアフリカ稲作振興分野の専門家として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。 【研修内容】 （１）アフリカ稲作振興分野に係る情報収集、分析 （２）アフリカ稲作振興分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理（含：課題別研修） （３）アフリカ稲作振興分野に係る勉強会や研修、他機関・企業等との連携活動の企画・運営					
※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。					
■国内出張：		有		■海外出張：	
				有	
■勤務地（国内）：		国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：	
				本ポスト終了後、アフリカ地域、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定した ものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの 契約は終了となります。	
■最長契約期間：		期間の定めあり（2027年1月1日～2027年12月31日 まで） 1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とし ます。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 （その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）		■募集人数（人）：	
				1	
■配属部署名：		経済開発部		■課名：	
				農業・農村開発第二グループ第四チーム	
■必要な語学力：					
望ましい		英語（TOE10730点（相当・以上））			
■必要な技術資格：					
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：	
				3～6年	
■求められる資質・能力・経験：					
原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 ・当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。 派遣先ポストを想定し、以下のうち、いずれかの経験・知識があることが特に望ましい。 ・大学/院で農業や農村開発について専攻 ・企業・公的機関・研究機関等で農業研究や普及、農産物流通、農業機械に関連した実務経験（1年以上） また、下記の要件を満たすことが望ましいです。 ・海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。 なお、アフリカ稲作振興においては、特定の専門分野の知見のみならず、幅広い知見を活用しつつ、多様な関係者との調整を行うなど、総合的な対応が必要であることから、コミュニケーション力や総合マネジメント力を特に重視します。 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ [★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 －：不問]					
※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities					
■格付け：		ジュニア専門員		■月額基本給：	
				426,680円	
■待遇：					
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・独立行政法人国際協力機構 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html 有期雇用者就業規則 ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html					
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：	
				①オンライン	
■担当省名：		山崎 潤		■E-mailアドレス：	
				Yamazaki.Jun@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）					
・採用時期は応募相談（応募書類に記載ください）。 ・気候変動や人口増加等を背景に、アフリカの食料安全保障の重要性はますます高まっています。本業務を通じ、アフリカの食料をめぐる現状・課題や国際潮流に関する理解、様々な関係者とのネットワークを深め、国際協力のキャリアの専門性や基盤をつくる事が出来ます。採用時期についてはご相談に応じます。ご応募お待ちしております。					

No. A1043

■募集ポスト名：

【ジュニア専門員】経済開発部民間セクター開発グループ第一チーム

(アジア投資促進・産業振興：東・中央アジア、東南アジア)

職務内容

■契約形態：

ジュニア専門員

■募集分野：

民間セクター開発

民間セクター開発

■業務内容：

【案件の背景】
JICAは、アジア地域の市場経済移行国におけるビジネス人材育成と日本との人脈形成の拠点として設置された日本センターを、日本とセンター所在国とのビジネス交流を促進するプラットフォームと位置づけ、現地及び日本企業の人的・情報ネットワークの拠点としての強化に取り組んでいます。
本ポストでは、JICA本部において、アジア地域における日本企業と現地企業間のビジネスリンケージ強化・ビジネス人材育成に貢献する案件形成や実施監理を行います。

【研修の目的】
本ポストは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています。研修終了後は、アジアでの民間セクター開発分野における技術協力プロジェクト専門家（指導科目に業務調整を含む）として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。

【期待される成果】
(1) 民間セクター開発分野（アジア投資促進・産業振興）及び関連プロジェクトの情報収集、分析により同分野協力の戦略性強化に貢献する。
(2) 民間セクター開発分野（アジア投資促進・産業振興）に係る協力案件の計画策定及び実施管理に貢献する。
(3) 民間セクター開発分野（アジア投資促進・産業振興）に関するネットワークの維持、拡大に貢献する。
(4) ジュニア専門員契約終了後に民間セクター開発分野の専門家として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。

【研修内容】
(1) 案件形成・実施監理：日本センター及び民間セクター開発に係る案件の形成・実施監理
(2) 外部機関との連携：経済団体・省庁・大学・企業等との情報交換や具体的な連携策の協議
(3) 対外発信：広報、国内外の各種会議・イベントでの情報発信

※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。

■国内出張：

有

■海外出張：

有

■勤務地（国内）：

国際協力機構本部ビル
住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル
※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。

■勤務地（海外）：

本ポスト終了後、東・中央アジア（モンゴル、ウズベキスタン、キルギス）、東南アジア（ラオス、ミャンマー）、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。

■最長契約期間：

期間の定めあり（2027年1月1日～2027年12月31日まで）

1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。
（その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）

■募集人数（人）：

1

■配属部署名：

経済開発部

■課名：

民間セクター開発グループ第一チーム

■必要な語学力：

望ましい
英語（TOEIC730点（相当・以上））

■必要な技術資格：

必須
パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）

■必要な学位：

学士以上が望ましい

■実務経験年数目安：

3～6年

■求められる資質・能力・経験：

原則、下記の全ての要件を満たす方とします。
1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。
2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。
3. 開発途上国における人材育成（特に民間セクター開発分野）における実務経験を有すること。

また、下記の要件を満たすことが望ましいです。
・大学/大学院等において経営・会計関連の履修経験があること。
・公的機関や民間企業において、中小企業等への支援に関連した実務経験を有すること。

なお、民間セクター開発分野（アジア投資促進・産業振興）においては、特定の専門分野の知見のみならず、幅広い知見を活用した総合的な対応が必要であることから、総合マネジメント力を特に重視します。
【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。
分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ [★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問]

※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job¶m=six_abilities

■格付け：

ジュニア専門員

■月額基本給：

426,680円

■待遇：

1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。
扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分
※休憩時間は12：30から13：15までの45分
※時差出勤、在宅勤務制度あり
3. 休日・土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり
4. 時間外労働：月平均20時間程度
5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）
6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備
8. その他：昇給なし。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

・独立行政法人国際協力機構
有期雇用者就業規則 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html>
・有期雇用者手当支給細則 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html>

■健康質問票の提出：

要

■面接方式：

①オンライン

■担当省名：

浦野 義人

■E-mailアドレス：

urano.yoshito2@jica.go.jp

■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）

JICA専門家として現地企業の人材育成や現地企業・日本企業間のビジネスリンケージ強化に取り組んでいただくことを前提にしたポストとなります。
途上国におけるビジネス経験をお持ちの方、日本式経営や日本企業の強みを現地企業に伝えていくことに意欲をお持ちの方、日本や日本企業の経験を活かし途上国経済の成長を日本経済に取り込むアイデアをお持ちの方などからの応募を幅広くお待ちしております。今後、民間セクター開発分野の専門家としてのキャリア形成の幅を広げていただけるような機会を提供したいと考えています。業務の開始時期は応募者のご事情を踏まえ調整可能です。

No. A1044

募集ポスト名：【ジュニア専門員】経済開発部民間セクター開発グループ第一チーム

(成長戦略：東南アジア、インド、メキシコ、ブラジル等)

職務内容

契約形態：ジュニア専門員募集分野：民間セクター開発民間セクター開発

業務内容：【案件の背景】JICAは、所得を向上させ、財政を支える民間企業の育成・強化、イノベーションや投資の推進による質の高い経済成長への支援に取り組んでいます。具体的には、産業・投資政策やビジネス環境の整備、金融アクセスの改善など、民間企業の成長する環境整備を行うとともに、コンテンツ産業を含む高付加価値産業の振興や、産業基盤及びサプライチェーンの強靱化などを通じて、現地企業と日本企業の連携強化などを図り、双方の経済の強靱化を目指しています。本ポストでは、JICA本部において、産業振興や経済強靱化を含む民間セクター開発に貢献する案件形成や実施監理を行います。【研修の目的】本ポストは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています。研修終了後は、民間セクター開発分野における技術協力プロジェクト専門家（指導科目に業務調整を含む）として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。【期待される成果】（１）民間セクター開発分野（成長戦略等）及び関連プロジェクトの情報収集、分析により同分野協力の戦略性強化に貢献する。（２）民間セクター開発分野（成長戦略等）に係る協力案件の計画策定及び実施管理に貢献する。（３）民間セクター開発分野（成長戦略等）に関するネットワークの維持、拡大に貢献する。（４）ジュニア専門員契約終了後に民間セクター開発分野の専門家として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。【研修内容】（１）案件形成・実施監理：民間セクター開発に係る案件の形成・実施監理（２）外部機関との連携：経済団体・省庁・大学・企業等との情報交換や具体的な連携策の協議（３）対外発信：広報、国内外の各種会議・イベントでの情報発信

※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。

国内出張：有

海外出張：有

勤務地（国内）：国際協力機構本部ビル住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。

勤務地（海外）：本ポスト終了後、インドネシア、ベトナム、タイ、インド、メキシコ、ブラジル、ナイジェリア、南アフリカ、エジプト、トルコ等、その他途上国への海外派遣を想定 ※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定したものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの契約は終了となります。

最長契約期間：期間の定めあり（2027年1月1日～2027年12月31日まで）1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。（その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）

募集人数（人）：1

配属部署名：経済開発部

課名：民間セクター開発グループ第一チーム

必要な語学力：望ましい英語（TOEIC730点（相当・以上））

必要な技術資格：必須パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）

必要な学位：学士以上が望ましい

実務経験年数目安：3-6年

求められる資質・能力・経験：原則、下記の全ての要件を満たす方とします。1. 当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。2. 海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。3. 開発途上国における人材育成（特に民間セクター開発分野）における実務経験を有すること。なお、本ポストにおいては、特定の専門分野の知見のみならず、幅広い知見を活用した総合的な対応が必要であることから、総合マネジメント力を特に重視します。【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★ 援助関連知識・経験★ 地域関連知識・経験★ [★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問]

※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について

格付け：ジュニア専門員月額基本給：426,680円

待遇：1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分※休憩時間は12：30から13：15までの45分※時差出勤、在宅勤務制度あり3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり4. 時間外労働：月平均20時間程度5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備8. その他：昇給なし。その他、就業規則等内部規程に基づきます。・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html>・有期雇用者手当支給細則 <https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html>

健康実情票の提出：要

面接方式：①オンライン

担当省名：浦野 義人

E-mailアドレス：urano.yoshito2@jica.go.jp

担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）

JICA専門家として、現地の政府機関の人材育成や現地企業・日本企業間の連携強化に取り組んでいただくことを前提にしたポストとなります。途上国での人材育成の経験をお持ちの方、日本や日本企業の経験を活かし途上国経済の成長を日本経済に取り込むアイデアをお持ちの方、民間セクター開発・成長戦略・コンテンツ産業・サプライチェーン強靱化等のご経験をお持ちの方、などからの応募を幅広くお待ちしております。今後、民間セクター開発分野の専門家としてのキャリア形成の幅を広げていただけるような機会を提供したいと考えています。業務の開始時期は応募者のご事情を踏まえ調整可能です。

No. A1045

■募集ポスト名：

【ジュニア専門員】地球環境部水資源グループ水資源第一チーム（統合水資源管理）

職務内容

■契約形態：

ジュニア専門員

■募集分野：

水資源

■業務内容：

【案件の背景】

JICAグローバル・アジェンダ No.19「持続可能な水資源の確保と水供給」の中では、クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」を掲げ、「地域の水資源管理の責任を負う主体の育成」と「利害関係者の協議体の機能化」を軸に協力を行っています。近年、利用可能な水資源量の減少や偏在化が世界各地で起きており、それに伴う利害関係者の紛争等、社会問題も起きています。こうした状況において、水資源管理に責任を負う主体が適切な能力を身に付けるとともに、利害関係者が調整を行い、合意形成を図りながら水資源の利用と開発を進める、統合水資源管理の重要性が増えています。そのため、統合水資源管理の経験や専門性を有し、途上国の課題解決に貢献できる人材の確保が急務となっています。

【研修の目的】

本ポストは、開発途上国・地域等における課題解決に資する専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内においてJICA事業を実地に研修する機会を提供するものです。これにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力向上を図り、JICA事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的としています。研修終了後は、アジア地域での統合水資源管理分野における技術協力プロジェクト専門家（指導科目に業務調整を含む）として派遣の対象となることを想定しています。なお、研修を通し、各派遣候補先に必要な知識と能力を習得し、これらに照らして派遣の可否が最終的に判断されます。

【期待される成果】

（１）統合水資源管理分野及び関連プロジェクト（都市給水と地方給水、衛生分野を含む）の情報収集、分析により関連分野協力の戦略性強化に貢献する。

（２）統合水資源管理分野（都市給水と地方給水、衛生分野を含む）に係る協力案件の計画策定及び実施管理に貢献する。

（３）統合水資源管理分野（都市給水と地方給水、衛生分野を含む）に関するネットワークの維持、拡大に貢献する。

（４）ジュニア専門員契約終了後に統合水資源管理分野の専門家として業務を行うために必要な知識・技能等を習得する。

【研修内容】

（１）統合水資源管理分野（都市給水と地方給水、衛生分野を含む）に係る情報収集、分析

（２）統合水資源管理分野（都市給水と地方給水、衛生分野を含む）に係る協力案件や研修事業の計画策定及び実施管理

（３）統合水資源管理分野（都市給水と地方給水、衛生分野を含む）に係る関連大学、研究機関、民間企業等との連携促進

※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。

■国内出張：

有

■海外出張：

有

■勤務地（国内）：

国際協力機構本部ビル
住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル
※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。

■勤務地（海外）：

本ポスト終了後、ベトナム、その他途上国への海外派遣を想定
※本ポストの職制は、次に長期専門家の対象となることを想定した
ものです。長期専門家としての派遣が決定した際には、本ポストの
契約は終了となります。

■最長契約期間：

期間の定めあり（2027年1月1日～2027年12月31日　まで）

1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とし
ます。
ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。
（その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）

■募集人数（人）：

1

■配属部署名：

地球環境部

■課名：

水資源グループ水資源第一チーム

■必要な語学力：

望ましい

英語（TOEIC730点（相当・以上））

■必要な技術資格：

必須

パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）

■必要な学位：

学士以上が望ましい

■実務経験年数目安：

3～6年

■求められる資質・能力・経験：

原則、下記の全ての要件を満たす方とします。
・当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、4年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。

派遣先ポストを想定し、以下のうち、いずれかの経験・知識があることが特に望ましい。
・水資源分野（水資源管理や水供給、水環境改善など）に関連した実務経験（3年以上）

また、下記の要件を満たすことが望ましいです。
・海外における開発援助に関する勤務経験（青年海外協力隊員等）を1年以上有すること。

なお、統合水資源管理分野の業務においては、多様な関係者との協議や調整、連携が重要となることから、コミュニケーション力を特に重視します。
【求められる資質と能力】　本件で求められる資質と能力は以下の通りです。
分野・課題専門力★★　総合マネジメント力★★　問題発見・分析力★★　コミュニケーション力★★　援助関連知識・経験★　地域関連知識・経験★　[★★★：非常に重視する　★★：重視する　★：参考程度　-：不問]

※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について

https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job¶m=six_abilities

■格付け：

ジュニア専門員

■月額基本給：

426,680円

■待遇：

1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。
扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分
※休憩時間は12：30から13：15までの45分
※時差出勤、在宅勤務制度あり
3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり
4. 時間外労働：月平均20時間程度
5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）
6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備
8. その他：見給なし。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

・独立行政法人国際協力機構
有期雇用者就業規則<https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html>
・有期雇用者手当支給細則<https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html>

■健康質問票の提出：

要

■面接方式：

①オンライン

■担当者名：

宮川　聖史

■E-mailアドレス：

gsgwt@jica.go.jp

■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）

JICA地球環境部水資源グループの仕事は、SDG6「安全な水とトイレを世界中に」にもある途上国の開発課題に「人造り」を通じて貢献する意義ある仕事です。JICAでは、開発途上国における水問題の解決に向けて、多岐にわたる関係者と連携・協働し、合意形成を図りながら、持続的な水資源の利用と開発を進めていくことを目指しています。これまで水分野で活躍されてきた方はもちろん、これから携わりたい方、向上心、好奇心、情熱、バイタリティのある方、キャリアアップを目指す方等の応募をお待ちしております。